

平成 30 年 9 月 14 日

組 合 員 各 位

全国建設工事業国民健康保険組合 愛媛県建築支部
支部長 赤 根 良 忠
(公 印 省 略)

支部役員（理事・監事）の選出について（お知らせ）

当支部の運営につきましては、日頃から格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部役員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）による次期役員の選出を下記のとおり実施することといたしますので、立候補される方は下記の事項にご留意のうえ、平成 30 年 9 月 19 日（水）までに同封の「役員立候補届」に必要事項を記入し、建設工事業種を確認できる書類等を添付して、愛媛県建築支部あてに郵送で届け出してください。

なお、届け出のあった立候補者については、理事会・総会で審議し、本部で承認のうえ次期役員を選出いたします。

おって、選出された役員の氏名・事業所名等については、当支部及び各出張所の事務所内に掲示することをもってご報告させていただきます。

記

1. 選出する理事数は 6 名、監事数は 2 名（うち外部監事 1 名）です。
2. 選挙区及び選挙区ごとの選出数は以下のとおりです。
(1) 愛媛県全域：理事 6 名・監事 2 名
3. 役員に立候補した場合、参考 1 「支部役員等の資格要件に係る判断基準」に記載の資格要件に係る判断基準により立候補の適格性について判断されま
す。
4. 任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

5. 役員に立候補しようとする方は、同封の「役員立候補届」に必要事項を記入のうえ、建設工事業種を確認できる書類（参考2-1「組合員資格確認書類一覧」、参考2-2「提出していただく資格確認書類について（法人事業所）」、参考2-3「同（個人事業所・一人親方）」のとおり）、「略歴書」を添付して、9月19日（水）までに愛媛県建築支部あてに郵送で届け出（締切日必着）してください。

※建設工事業種を確認できる書類等を提出されない場合、役員になることはできません。

※立候補される方が法人事業所の場合は、「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（直近のもの）を必ず提出してください。

※立候補される方が個人事業所や一人親方の方で「確定申告書B票」を提出する場合は、直近かつ税務署の受付印があるもの、またはメールで受け付けたことがわかるものを必ず提出してください。

6 選出日程は次のとおりです。

- (1) 9月19日（水）立候補締切日
- (2) 10月 2日（火）理事会開催
- (3) 10月11日（木）総会開催 → 当選者の決定

※総会で選任後、本部にて役員承認を行います。

役員立候補届

私は貴支部役員に立候補いたしますので、組合員資格を証明する書類等を添えて届出します。

平成 年 月 日

氏名

㊟

○ 立候補する役職

(理事 ・ 監事)

※どちらかに○印を付けること

ふりがな				生 年 月 日
氏 名				年 月 日生
住 所	〒			電 話 ()
母体の役職	中央	地方	当組合加入	被保険者証記号番号
			有 ・ 無	9 3 - -
業 種				業 態
立候補理由	例：私は長年に亘り愛媛県建築支部の理事として意欲と責任感をもって支部運営に携わってきており、今後も支部組織の維持・発展に尽力していきたいと考えているため。			

全国建設工事業国民健康保険組合愛媛県建築支部
支 部 長 赤 根 良 忠 殿

平成 30 年 9 月 14 日

組 合 員 各 位

全国建設工事業国民健康保険組合 愛媛県建築支部
選挙管理委員会
委員長 赤 根 良 忠
(公 印 省 略)

代議員選挙の実施について（お知らせ）

当支部の運営につきましては、日頃から格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部代議員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）による次期代議員選挙を下記のとおり実施することといたしますので、立候補される方は下記の事項にご留意のうえ、平成 30 年 9 月 19 日（水）までに同封の「代議員候補者届」に必要事項を記入し、建設工事業種を確認できる書類等を添付して、愛媛県建築支部選挙管理委員会（当支部事務局内）あてに郵送で届け出してください。

なお、届け出のあった立候補者の数が選出する代議員定数より多数の場合は投票による選挙（別途通知）とし、届け出のあった立候補者の数が選出する代議員の定数を超えない場合は、無投票当選とします。

おって、選出された代議員の氏名・事業所名等については、当支部及び各出張所の事務所内に掲示することをもってご報告させていただきます。

記

1. 選出する代議員数は 6 名です。
2. 選挙区及び選挙区ごとの選出数は以下のとおりです。
 - (1) 愛媛県全域：6 名
3. 代議員に立候補できるのは、組合員本人でなければならぬとともに、参考 1 「支部役員等の資格要件に係る判断基準」に記載の資格要件に係る判断基準により立候補の適格性について判断されます。

4. 任期は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。
5. 代議員に立候補しようとする方は、同封の「代議員候補者届」に必要な事項を記入のうえ、建設工事業種を確認できる書類（参考2-1「組合員資格確認書類一覧」、参考2-2「提出していただく資格確認書類について（法人事業所）」、参考2-3「同（個人事業所・一人親方）」のとおり）、略歴書を添付して、9月19日（水）までに愛媛県建築支部選挙管理委員会（当支部事務局内）あてに郵送で届け出（必着）してください。

※建設工事業種を確認できる書類等を提出されない場合、代議員になることはできません。

※提出していただく各書類について、資格確認に必要不可欠な部分についてはマスキングしないこととします。

※個人情報については、関係法令並びに組合の「個人情報保護に関する規程」等に基づき適正に取り扱います。

6. 選挙日程は次のとおりです。

- (1) 9月14日（金）選挙期日の告示
- (2) 9月19日（水）代議員候補者届の締切
- (3) 9月25日（火）選出する代議員数より立候補者が多数の場合
（別途通知）→立候補者の公告と選挙立会人の選任
投票所と投票時間の公告
- (4) 10月5日（金）選挙期日（即日開票）→ 当選者の決定

※選挙が成立する場合（立候補者多数の場合）は当該選挙区の組合員に改めて通知します。

※投票の際は本人確認のため必ず保険証をご持参ください。

※無投票当選の場合は選挙管理委員会を開催し、当選人を決定します。

全国建設工事業国民健康保険組合
愛媛県建築支部代議員候補者届

下記のとおり立候補の届け出をいたします。

(ふりがな)	
候補者氏名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日生
現住所	〒 電話
被保険者証 記号番号	
選挙区	

平成 年 月 日

全国建設工事業国民健康保険組合愛媛県建築支部
選挙管理委員長 赤根良忠 殿

氏名

印

平成30年9月14日

組 合 員 各 位

全国建設工事業国民健康保険組合 愛媛県建築支部
選挙管理委員会
委員長 赤根 良忠

組合会議員選挙の実施について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本部組合会議員の任期満了による次期組合会議員選挙を下記のとおり実施することといたしますので、立候補される方は下記の事項にご留意のうえ、平成30年9月19日（水）までに同封の「組合会議員候補者届」に必要事項を記入し、建設工事業に従事していることが確認できる書類（別添「組合員資格確認書類一覧」をご参照のこと）を添付して、愛媛県建築支部選挙管理委員会（当支部事務局内）に届け出してください。

なお、届け出のあった立候補者が多数の場合は投票による選挙（別途通知）とし、定数を超えない場合は、無投票当選とさせていただきます。

記

1. 当支部選挙区より選出する組合会議員定数は 1名 です。
2. 組合会議員に立候補できるのは、当組合の組合員資格を有する者とし、下記【参考】〔候補者となれない者〕に該当しない方です。
3. 任期は3年間です。（平成31年4月1日から平成34年3月31日）
4. 組合会議員に立候補しようとする方は、同封の「組合会議員候補者届」に必要事項を記入のうえ、建設工事業に従事していることが確認できる書類（別添「組合員資格確認書類一覧」のとおり）を添付して、9月19日（水）必着にて愛媛県建築支部選挙管理委員会（当支部事務局内）宛に届け出してください。

※選挙管理委員会が候補者の資格を厳正に審査します。

※建設工事業に従事していることが確認できる書類については、必要に応じて追加の書類を求めることがあります。

※個人情報については、関係法令並びに組合の「個人情報の保護に関する規程」等に基づき適正に取り扱います。

5. 選挙日程は次のとおりです。

- (1) 9月14日（金）選挙期日の公告
- (2) 9月19日（水）組合会議員候補者届の締切
- (3) 9月25日（火）立候補者が多数の場合（別途通知）
→立候補者、投票所と投票時間の公告と選挙立会人の選任
- (4) 10月5日（金）選挙期日（即日開票）→ 当選人の決定

※選挙が成立する場合（立候補者多数の場合）は当該選挙区の組合員に改めて通知します。

※無投票当選の場合は、当支部選挙管理委員会の議決を得て当選人を決定します。

6. 中央選挙管理委員会の審査

支部において当選者が決定した後、本部中央選挙管理委員会において被選挙権（組合員資格）を厳正に審査し、疑義がある場合は当選を無効とする場合があります。

【参考】

組合会議員選挙規程（抜粋）

〔候補者となれない者〕

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、候補者となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又は執行をうけることのなくなるまでの者
- (4) 過去に無資格加入と判定された者であって、当該判定から2年を経過していない者
- (5) 健康保険適用除外承認事業所であって、従業員について法令に基づき適正な手続きを行っていなかった事業所に所属する者
- (6) 過去、全喪事業所に所属していた者
- (7) 規約第10条各号の理由により組合を除名になり、その後、新たに組合員資格を取得した者

全国建設工事業国民健康保険組合 組合会議員候補者届

下記のとおり立候補の届け出をいたします。

○組合会議員選挙規程 第6条記載項目

(ふりがな)	
候補者氏名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
現住所	〒 電話 ()
被保険者証 記号番号	93 - -
選挙区	支部

○同規程 第7条確認項目〔候補者となれない者〕

未成年である	はい・いいえ
成年被後見人及び被保佐人である	はい・いいえ
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又は執行をうけることのなくなるまでの者である	はい・いいえ
過去に無資格加入と判定された者であって、当該判定から2年を経過していない者である	はい・いいえ
健康保険適用除外承認事業所であって、従業員について法令に基づき適正な手続きを行っていなかった事業所に所属している	はい・いいえ
過去、全喪事業所に所属していた	はい・いいえ
規約第10条各号の理由により組合を除名になり、その後、新たに組合員資格を取得した	はい・いいえ

平成 年 月 日

全国建設工事業国民健康保険組合
愛媛県建築支部選挙管理委員長 殿

氏 名 _____ (印)